

緊急情報メールの配信サービスを開始します



生活安全課内 2282

提供する時間帯

町では、安心安全なまちづくりの一環として、犯罪や不審者情報などの防災に関する情報や、地震などの防災に関する情報を、あらかじめ登録していただいた方の携帯電話やパソコンへ電子メールで配信するサービスを開始します。

配信する情報

- ・ 上尾警察署、町内小中学校等の関係機関から寄せられた犯罪・不審者情報などの防犯に関する情報
- ・ 地震や台風などの防災に関する情報
- ・ 防災行政無線の放送内容

原則として、町役場が開庁

している時間帯

(土・日曜、祝日および年末年始を除く 8時30分～17時15分)

登録受付

8月1日(水)から

利用料金

登録料・情報提供料は無料
ただし、登録や変更、解除およびメール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。



赤石 一男氏
(小針内宿)

旭日単光章を受章

赤石氏は、昭和51年4月に伊奈町議会議員に当選し、連続3期にわたり地方自治の振興発展に尽力されました。このたびの受章は、その顕著な功績が認められたものです。

登録方法

登録用アドレスに空メールを送信する

ina.anzen@fota.jp

QRコード対応の携帯電話は、左記から空メールを送信できます。



町から登録用返信メールが届く

迷惑メール対策などで、受信拒否設定をしている場合は「@fota.jp」

「@town.saitama-ina.lg.jp」を登録し、受信できるようにしてください。

返信メールに記載された登録用URLにアクセスする

利用規約を確認・同意のうえ、24時間以内にアクセスし

第26回 総合防災訓練

日時 8月25日(土)
8時30分～12時
場所 町制施行記念公園
対象地区 大針、細田山、羽貫、小針新宿、小針内宿、光ヶ丘



9月1日は『防災の日』
8月30日から9月5日は『防災週間』

してください。

登録する

登録画面が表示されたら、必要事項を入力して、「登録」ボタンを押します。

登録完了

「登録が完了しました」の画面が表示され、町から「登録完了のお知らせ」が届きます。

登録などで困ったときは?

ヘルプデスクへ!



登録などの操作に関するお問い合わせ

8月1日(水)～10月31日(水)

まで

受付 ヘルプデスク 04

8 824 6641

受付時間 9時～17時

(土・日曜および祝日は除く)

く

11月1日(木)以降

受付 生活安全課内 2282

2 受付時間 8時30分～17時

15分(土・日曜、祝日および年末年始は除く)

配信したメール内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

8月1日は「水の日」 8月1日～7日は「水の週間」です

水道課 ☎ 721 5555

水は、私たちが健康で明るく快適な生活を営むうえで、欠かせない大切な資源です。限りある資源である水を上手に活用するため、節水を心がけましょう。

- ・ 食器洗い・歯磨き・洗面時に水を出しっぱなしにしない。
- ・ 風呂の残り湯を洗濯やガーデニングに再利用。

いつでもできる 漏水確認



宅地内の漏水は、思わぬ出費につながります。しかし、水道管は、地面の中に埋設されているため、自分ではわからないかと思ってしまうませんか？ ご家庭の水道が漏水しているかどうかは、メーターを確認することで、どなたにでも簡単にわかります。

その方法は、次のとおりです。

- ・ ご家庭の蛇口を全部閉める。水道メーターのふたを開け、パイロットの動きを見る。パイロットが回転している場合は、漏水しています。すぐに、町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

【お願い】

- ・ 転居などで水道の使用を開始、または休止するときは、7日前までに水道課へ連絡をしてください。
- ・ メーターの近くには、犬をつないだり、物等を置かないようにお願いします。

検定期満期の水道メーターの取替えにご協力を

町では毎年、検定期間8年を迎える水道メーターの取替え（計量法に基づく）を行っています。

該当するご家庭にはお知らせを郵送しますので、ご協力をお願いいたします。

メーターの取替え工事は、町が委託した町管工事業協同

組合の係員が行います。費用 無料

取替え時期 検針月が偶数の地域は9・11月、奇数の地域は10・12月に実施予定。

悪質な訪問販売にご注意ください！

水道課・水道業者の名を語った訪問販売に関する相談が報告されています。

- ・ 水道課職員は、身分証明書を携行しています。不審に思われた場合は、身分証明書提示を求めてください。

集合住宅では、水道管の点検などは事前に管理会社などから連絡があります。業者が突然訪問した場合には、管理会社などに確認のうえ対応しましょう。

水道課では、左記の勧誘・あつせんは一切行っておりません。

- ・ 個人給水管の汚れの調査・清掃
- ・ 浄水器、活水器等の取付け
- ・ 不審に思われた場合は、水道課へお問い合わせください。

町ボランティアセンターから 情報発信中♪

掲載内容 ボランティア募集
研修・講座案内、災害支援情報、イベント情報等

携帯電話からも閲覧可能
<http://blog.goo.ne.jp/inavc-9990/>

「収集にご協力ください」

収集品 使用済みの切手・プリペイドカード（テレホン・乗り物・クオ）・パソコンプリンターインクカートリッジ（エプソン・キャノンの純正

品のみ）
回収場所 町役場1階ロビー、ふれあい福祉センター
ご利用ください
「朗読テープ」

ボランティアセンターでは視覚に障害のある方へ広報いな・社協だより等の広報紙の朗読テープを作成し、配布しています。

対象になる方がご家族など身近にいる場合には、ぜひ朗読テープをご紹介ください。

利用料 無料

申・圃 町ボランティアセンター（社会福祉協議会内） ☎ 722 9990

シリーズ - 同和問題の解消に向けて -

第5回 同和問題の解決に向けて

2003（平成15）年に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」で、「同和問題の解決に必要なことはなんですか」という問いに対し、一番多かった答えが「同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」でした。

地域や家庭、学校、職場のそれぞれで、同和問題をはじめとした人権問題を正しく理解していくための啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

そして、私たち一人ひとりが、同和問題について避けて通ろうとせず、自由に意見を交換し合い、偏見を持たずに正しい知識を持つことが大切です。同和問題の解決は、憲法の基本的人権の実現を目指すことであり、すべての国民にとって自分自身の課題であることを忘れてはなりません。（終わり）

圃 人権推進課 ☎ 2241